



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働一四二)

〔告 示〕

○平成二十六年総務省告示第四十六号の一部を訂正する件 (総務四三九)
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件 (同四四〇)

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (同四四一)
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件 (同四四二)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件 (同四四三)
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (同四四四)

○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件 (同四四五)
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働四九六)

七 六 五 四 一

〔公 告〕

諸事項

○保安林の指定をする件 (農林水産二〇四八〇二二二九)
○保安林の指定を解除する件 (同二一三〇二二一三六)
○保安林の指定施設要件を変更する件 (同二一三七二二二〇四)
○保安施設地区の指定をする件 (同二二〇五)
○機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める件 (国土交通一一九一)

裁判所

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本私立学校振興・共済事業団平成二十五事業年度財務諸表、住宅型式性能認定、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記録・氏名変更関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

会社決算公告

省

令

○厚生労働省令第四百十二号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号) 第十一条第一項及び同法第十八条第一項の規定に基づき、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令 (昭和二十六年厚生省令第五十二号) の一部を次のように改正する。

別表の二の(3)の a 中「比重(摂氏十五度において) ジャー種以外の牛から搾取した ジャー種の牛から搾取したもの」

ものを「一・〇〇二八一一・〇〇三六」を「比重(摂氏十五度において) 一・〇〇二八以上」に改める。

別表の二の(1)及び(2)の 1 中「比重(摂氏十五度において) ジャー種以外の牛の乳のみを ジャー種の牛の乳のみを原料とするもの以外のもの 一・〇〇二八一一・〇〇三六」を「比重(摂氏十五度において) 一・〇二八以上」に改め、同(3)の 1 中「八・〇%」を「七・五%」に、「三・六%」を「二・五%」に、「十五度」を「二五度」に改め、同(4)の 1 中「〇・一八%」を「〇・二二%」に改め、同(5)の 1 中「比重(摂氏十五度において) 一・〇三〇一・〇三六」を「比重(摂氏十五度において) 一・〇三〇以上」に、「〇・一八%」を「〇・二二%」に改め、同(6)の 1 中「比重(摂氏十五度において) 一・〇三三一一・〇三八」を「比重(摂氏十五度において) 一・〇三三以上」に、「〇・一八%」を「〇・二二%」に改める。

別表の二の(3)の 2 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

〇〇〇以上」を「一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改め、同(3)の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(4)を(2)とし、同(5)の 2 の b 中「摂氏六十二度で三十分間」を「保持式により摂氏六十三度で三十分間」に改め、同(6)を(2)とし、(3)の 1 中「乳酸菌又は酵母数(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」を「乳酸菌又は酵母菌(1ml 当たり) 一〇、〇〇〇、〇〇〇以上」に改める。

ただし、容器包装に入れた後、加熱殺菌したものを又は飲食に供する際に加熱するものは、この限りでない。

別表の二の(四)の(1)中「(三)の(四)」を「(三)の(四)」に改める。
別表の二の(五)の(3)の3中「倒置して三百度から三百度まで」の下に「製造時の発酵温度が三百度前後の製品にあつては二百度から二百度まで」を加える。

別表の四の(1)の1のbのAのイ中「濃くてはならない。」の下に「これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として一μg/ml以下となる。」を加え、同Aのロ中「一五ppm」を「一五μg/ml」に、「蒸気残留物 (ppm)」を「蒸気残留物 (ppm)」に改め、同Aのハ中「五ppm」を「五μg/ml」に、「 $\mu\text{g/ml}$ 」に改め、同bのDのハを次のように改める。

ハ、ヒ素

試料一gを分解フラスコに採り、硝酸二〇mlを加えて内容物が流動状になるまで弱く加熱する。冷後硫酸五mlを加えて白煙が発生するまで加熱し、液がなお褐色を呈するときは冷後硝酸五mlを追加して加熱する。この操作を液が無色又は淡黄色となるまで繰り返す。冷後飽和シユウ酸アンモニウム溶液一五mlを加え、再び白煙が発生するまで加熱し、冷後水を加えて二〇mlとし、これを試験溶液とする。

試験溶液一〇mlを用いて、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならぬ。ただし、標準色の調製に用いる浸出液は水とする。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化二ヒ素として〇・一μg/ml以下となり、試料当りに換算すると一μg/g以下となる。

ヒ素標準原液 三酸化二ヒ素を微細な粉末とし、一〇五度で四時間乾燥し、その〇・一〇gを量り、水酸化ナトリウム溶液(一〇五)五mlを加えて溶かす。この液を硫酸(一〇二〇)で中和し、更に硫酸(一〇二〇)一〇mlを追加し、新たに煮沸し冷却した水を加えて一、〇〇〇mlとする。本液一mlは三酸化二ヒ素〇・一μgを含む。

ヒ素標準溶液 ヒ素標準原液五mlを採り、硫酸(一〇二〇)一〇mlを加え、新たに煮沸し冷却した水を加えて一、〇〇〇mlとする。本液一mlは、三酸化二ヒ素〇・一μgを含む。用時調製し、共栓瓶に保存する。本液一mlは、三酸化二ヒ素〇・一μgを含む。

別表の四の(1)の1のbのDの二「濃くてはならない。」の下に「これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として〇・八μg/ml以下となり、試料当りに換算すると二〇μg/g以下となる。」を加え、同(1)の2のbのEのイを次のように改める。

イ 揮発性物質

試料約〇・五gを精密に量り、二〇mlのメスフラスコに採り、テトラヒドロフランを約一五ml加える。試料が溶けた後、ジエチルベンゼン試液一mlを加え、次にテトラヒドロフランを加えて二〇mlとする。これを試験溶液として以下の試験を行う。

(イ) 検量線の作成

一〇〇mlのメスフラスコにテトラヒドロフラン約九〇mlを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約五〇μgを精密に量つて加え、テトラヒドロフランを更に加えて一〇〇mlとする。この溶液一ml、二ml、三ml、四ml及び五mlを採り、それぞれ五〇mlのメスフラスコに入れ、ジエチルベンゼン試液一mlを加えた後テトラヒドロフランを加えて五〇mlとし、これらを標準溶液とする。標準溶液をそれぞれ一μgずつ用いて、次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

カラム 内径〇・二五mm、長さ三〇mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを〇・五μmの厚さでコーティングしたものをを用いる。

カラム温度 六〇度から毎分四度で昇温して一〇〇度とし、更に毎分一〇度で昇温して一五〇度とする。

試験溶液注入口温度 二二〇度

検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。二二〇度付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス 窒素又はヘリウムを用いる。ジエチルベンゼンが約一分で流出する流速に調節する。

(ロ) 試験

試験溶液一μlを用いて(イ)の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とジエチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求めるとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、一・五μg/g以下でなければならぬ。

$$\text{含量 (}\mu\text{g/g)} = \frac{\text{試験溶液の濃度 (}\mu\text{g/ml)} \times 20 \text{ (ml)}}{\text{試料の重量 (g)}}$$

また、テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合にあつては、細切した試料〇・一gを精密に量り、二〇mlのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、ジクロロベンゼン試液二・〇mlを加え、直ちに密封したものを試験溶液とし、以下の試験を行う。

(イ) 検量線の作成

一〇〇mlのメスフラスコにジクロロベンゼン試液約八〇mlを入れ、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約一〇〇μgを精密に量つて加え、ジクロロベンゼン試液を更に加えて一〇〇mlとする。この溶液一ml、二ml、三ml、四ml及び五mlを採り、ジクロロベンゼン試液を加えて五〇mlとする。この溶液二・〇mlをそれぞれ二〇mlのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ、直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで、密封したガラス瓶を一四〇度に保ちながら時々振り混ぜて一時間加熱する。その後、それぞれの気相一mlを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い、得られたガスクロマトグラムからスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め、それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム 内径〇・二五mm、長さ三〇mのケイ酸ガラス製細管に、ポリエチレングリコールを〇・五μmの厚さでコーティングしたものをを用いる。

カラム温度 六〇度で一分間保持した後、毎分六度で昇温して一五〇度とし、更に毎分三〇度で昇温して一八〇度とする。

試験溶液注入口温度 二二〇度
検出器 水素炎イオン化検出器を用いる。二二〇度付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。
キヤリヤーガス 窒素又はヘリウムを用いる。トリメチルベンゼンが約九分で流出する流速に調節する。

(二) 試験

試験溶液を用いて(ハ)の場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィイを行い、得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め、次式により各成分の含量を求めるとき、スチレン、トルエン、エチルベンゼン、イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は、一・五mg/g以下でなければならない。

$$\text{含量 (mg/g)} = \frac{\text{試験溶液の濃度 (mg/ml)} \times 2 \text{ (ml)}}{\text{試料の重量 (g)}}$$

別表の四の(二)の2のcのA中「試験用液」を「試験溶液」に改め、同Aのイを次のように改める。

イ ヒ素

浸出用液として四％酢酸を用いて作った試験溶液一〇mlについて、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素の量は三酸化ヒ素として〇・一mg/ml以下となる。

ヒ素標準原液 一のbのDのハ ヒ素に規定するヒ素標準原液を用いる。
ヒ素標準溶液 一のbのDのハ ヒ素に規定するヒ素標準溶液を用いる。

ホ フェノール

(内容物に直接接触する部分に合成樹脂を使用したものに限る。)
浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノールの量は五mg/ml以下となる。

別表の四の(二)の1の2のcのBを次のように改める。

B 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂は、次の試験法による試験に適合するものであること。

イ カドミウム及び鉛

食品、添加物等の規格基準に定める合成樹脂製の容器包装のカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ五mg/ml以下となり、試料当りに換算すると一〇〇mg/g以下となる。

ロ ジブチルスズ化合物

(塩化ビニル樹脂を使用するものに限る。)
食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装のジブチルスズ化合物の試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のジブチルスズ化合物量は二塩化ジブチルスズとして一mg/ml以下であり、試料当りに換算すると五〇mg/g以下となる。

ハ クレゾールリン酸エステル(塩化ビニル樹脂を使用するものに限る。)
食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装のクレゾールリン酸エステルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

い。これに適合するとき、試験溶液中のクレゾールリン酸エステル量は一〇mg/ml以下であり、試料当りに換算すると一mg/g以下となる。
二 塩化ビニル(塩化ビニル樹脂を使用するものに限る。)
食品、添加物等の規格基準に定めるポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の容器包装の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試料中の塩化ビニル量は一mg/g以下となる。

D アンチモン

(ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。)
浸出用液として四％酢酸を用いて作った試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装の原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は〇・〇二五mg/ml以下となる。

アンチモン標準原液 塩化アンチモン(Ⅲ)一・八七四gを量り、少量の塩酸(一↓二)で溶解した後、塩酸(一↓一〇)を加えて一、〇〇〇mlとする。本液一mlはアンチモン一mgを含む。

別表の四の(二)の2のdのEを次のように改める。
E ゲルマニウム(ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。)
浸出用液として四％酢酸を用いて作った試験溶液について、食品、添加物等の規格基準に定める容器包装の原子吸光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は〇・〇五mg/ml以下となる。

ゲルマニウム標準原液 二酸化ゲルマニウム一四四mgを白金のつばに量り、炭酸ナトリウム一gを加え、十分に混合した後、加熱融解し、冷後、水を加えて溶かす。塩酸を加えて中和した後、一ml過剰に塩酸を加え、更に水を加えて一〇〇mlとする。本液一mlはゲルマニウム一mgを含む。

ゲルマニウム標準溶液 ゲルマニウム標準原液一mlを採り、四％酢酸を加えて一〇〇mlとする。その〇・五mlを採り、四％酢酸を加えて一〇〇mlとする。本液一mlはゲルマニウム〇・〇五mgを含む。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年六月三十日までに製造され、加工され、又は輸入される発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料に係る加熱殺菌の方法については、この省令による改正後の乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(次項において「改正後省令」という。)別表の二の(三)の四の2のb、同(三)の四の2のb及び同(三)の四の2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 平成二十七年六月三十日までに製造され、又は輸入される乳等の容器包装の規格及び基準については、改正後省令別表の四の(二)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。